

令和6年第12回玉名市農業委員会総会議事録

令和6年11月5日（火）午後2時 玉名市役所 第2委員会室

1. 本日の出席農業委員は、次のとおりである。

1番	下川 安	2番	高田 優子	3番	村上 孝夫	4番	梅田 政次郎
5番	坂本 正敏	6番	小山 包昭	7番	東 英治	8番	本田 多美子
9番	上田 龍介	10番	西依 雅孝	11番	村上 孝	12番	植田 勝登
13番	高本 昌揮	14番	宮永 義一	15番	上土井 幸治	16番	古田 知明
17番	池田 秀昭	18番	後藤 雄一	19番	坂門 聡一		

2. 本日の欠席農業委員は、次のとおりである。

なし

3. 本日の出席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

推1	水本 信之	推2	岡田 正治	推3	佐藤 浩光	推4	竹下 祐一
推5	小山 高廣	推6	縄田 伊知郎	推7	関 幸次郎	推8	荒木 雄二
推9	平野 雅久	推10	徳山 幸博	推11	柴尾 寛	推12	森尾 由成
推13	美崎 毅	推14	島村 和久	推16	今上 隆	推17	坂口 春義
推18	中村 輝美	推19	丸山 和則				

4. 本日の欠席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

推15 大家 保

5. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長	二階堂正一郎	次長	西山 美和	係長	園木 俊範	主任	大原 三和
主任	村上 寛子	主任	酒井 史浩				

6. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

1名

議 題

第55号 農地法第3条の規定による許可申請について
第56号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について（5条許可後）
第57号 農地法第4条の規定による許可申請について
第58号 農地法第5条の規定による許可申請について
第59号 農用地利用集積計画の決定について
第60号 農用地利用集積等促進計画の意見決定について

1. 開 会

○事務局長（二階堂正一郎君） 皆さんこんにちは。総会を始めたいと思います。本日は、農業委員総数19名全員の御出席でございます。

また、最適化推進委員は総数19名のうち、大家委員から欠席の届け出があっており、18名の御出席でございます。

玉名市農業委員会会議規則第7条の規定により会議は成立しております。

それでは、ただいまより、令和6年第12回玉名市農業委員会総会を開会します。

-----○-----

2. 会長挨拶

○事務局長（二階堂正一郎君） まず下川会長より御挨拶をいただきまして、引き続き、会議規則第5条の規定により議長をお願いし、議事の進行をお願いいたします。

○会長（下川 安君） 皆様、こんにちは。令和6年12回の総会ということで御出席をいただきまして、大変御苦労様です。

11月になりまして寒くなってきました。今からが予定表では大豆の刈り取り、それから麦の播種の準備とかいろいろ忙しくなり、あとはイチゴとかみかんとか今から収穫時期に入りますので、大変忙しくなってくると思われます。体調には十分気を使われて頑張っていたきたいと思います。

それから、先日、玉名北で地域計画の協議というのがありました。昨年の12月から2月にかけて対象農業者の方集まっていたいて、13日ですかね、いろんな協議をしてもらって、将来耕作してもいいよというところを地図に落としてもらって、それを玉名市のほうで、一応地域計画と目標地図の素案ということでまとめられましたので、ひとつはその確認という意味、それから、何か修正があれば追加をしてくださいという協議が玉名地区で一応終わりました。あと残りを13ありますけれども、残りを全部で5つのブロックに分けてもう一回協議をすると、確認作業とかそういう協議をしているということで、明日も1カ所協議の場があるというようなお話でしたので、残りの地域も地域協議が行われますので、農業委員の皆さん、それから推進委員の皆さんも出席をぜひいただいて、確認していただきますようよろしくお願いしたいと思いますのでよろしくお願いします。

それでは議案のほうに入りたいと思います。

-----○-----

3. 議事録署名委員指名

○議長（下川 安君） それでは、早速議事に入りたいと思います。本日は議第55号から60号までの49件の議案の審議、それから報告第24号から26号までの24件の報告があります。皆様方の慎重なる御審議どうぞよろしくお願いいたします。

本日の議事録署名員は、委員番号１１番の村上孝委員と１２番の植田勝登委員にお願いいたします。

なお、発言の際は、委員番号及び氏名を述べた上で発言をいただきますようよろしくお願いいたします。採決の際は、議決権のある農業委員のみで挙手をよろしくお願いいたします。

-----○-----

４．議 事

○議長（下川 安君） それでははじめに、議第５５号農地法第３条の規定による許可申請についてを議題といたします。件数は７件です。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 議案の１ページをお願いいたします。

議第５５号農地法第３条の規定による許可申請について。農地法第３条第１項の規定による下記農地の所有権移転及び使用収益権設定許可申請について許可するものとする。令和６年１１月５日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

１番、岱明町と亀甲の申請人で大浜町の田 ７ ６ ５ ㎡を労力不足と経営拡張のため売買するものです。

２番、中尾の申請人で、中尾の畑 ７ ４ ４ ㎡外 １ 筆、計 ７ ７ ５ ㎡を労力不足と相手方の要望のため売買するものです。

３番、滑石と熊本市の申請人で、滑石の田 ８ ２ ２ ㎡を労力不足と借入地取得のため売買するものです。

４番、岱明町と大浜町の申請人で、大浜町の田 ３ ９ ６ ㎡を労力不足と借入地取得のため売買するものです。

５番、岱明町と片諏訪の申請人で、寺田の畑 ３ ９ ５ ㎡を労力不足と相手方の要望のため売買するものです。

６番、神奈川県川崎市と両迫間の申請人で、両迫間の畑 ２ ９ ７ ㎡を労力不足と相手方の要望のため売買するものです。

７番、岱明町の申請人で、岱明町の田 １ １ ２ ㎡を労力不足と相手方の要望のため贈与するものです。

以上 ７ 件、合計 ３, ５ ６ ２ ㎡につきまして、農地法第 ３ 条第 １ 項各号の禁止規定から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係も問題がないことから、許可要件の全てを満たしているものと判断し、御提案しております。

また、１０月３０日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、事務局の説明が終わりましたので、受付番号1番から順に担当委員の説明をよろしくお願いします。

それでは1番と2番は同じ委員さんですので、続けてよろしくお願いいたします。

○推1番（水本信之君） 推進委員1番、水本です。1番の案件について御説明いたします。

申請地は大浜町橋東側500mくらい、申請者は以前から小作しており、相手側の要望で譲り受けることになった。農業機械も持っておられ、問題なしと判断します。

御審議のほどよろしくお願いします。

続いて2番の案件について御説明します。

申請地は玉名中学校のグラウンド東南側50mくらいです。申請地は申請者が以前から小作しており、相手方の要望で譲り受けることになったそうです。農業機械も持っておられ、問題ないと判断します。

御審議のほどよろしくお願いします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、3番をお願いいたします。

○推2番（岡田正治君） 推進委員2番、岡田です。

3番の案件について説明します。現在この農地は、譲受人が耕作中で、借入地取得になります。譲受人は大規模農家で農機具もお持ちですので、何ら問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、4番をお願いいたします。

○推3番（佐藤浩光君） 推進委員3番の佐藤です。4番の案件について説明します。

譲渡人は労力不足、譲受人は借入地の取得で売買となります。譲受人は麦と水稻を作付けされており、玉名市の認定もとられております。現在も申請地で作付けされており、現地調査した結果、何ら問題ないと思います。

御審議のほどよろしくお願いします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、5番をお願いします。

○7番（東 英治君） 農業委員7番、東です。5番の案件について説明します。

申請地、八嘉小学校から北西に600mの場所にある住宅地の中にある農地です。隣の農地を宅地として購入しようとしたところ、残地として残る395㎡も同時に購入してほしいと譲渡人の希望があり購入したとのこと。農地転用5条については後ほど説明があります。農地ではタマネギ、芋など野菜を作る予定です。申請

人は会社員で、機械等は持っておられません、妻の実家が農家で、妻は年に200日ほど実家へ手伝いに行っており、機械等は実家から借用ということです。

以上、現地調査した結果、特に問題はないと思いますので、御審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、6番をお願いします。

○推8番（荒木雄二君） 推進委員番号8番、荒木です。6番の案件について説明します。

申請地は玉名橋近くの約500m程度北東側にある畑です。6番の所在地、両迫間、地目畑297㎡、譲渡人、労力不足、譲受人、相手方の要望となります。作付け作物として枝豆、芋類を予定し、農作業に必要な農機具を所有され、農作業経験もあります。

10月30日に現地調査した結果、特に問題ないと思います。審議のほどよろしくをお願いします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、7番をよろしくお願いいたします。

○12番（植田勝登君） 12番、農業委員の植田です。7番の件について説明いたします。

場所はですね、岱明町の扇崎ということで、これは鍋小学校からですね、それから長洲のほうに公道に面した農地です。わずか112㎡ですけれども農機具もちゃんと所有されているし、その近くに家を建てるということで、法律上、別に問題はないと思いますので、現地調査の結果は良いと思います。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

3条申請について、委員の説明が終わりました。皆さんのほうから御意見、御質問等はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） 御意見、御質問がなければ採決に移らせていただきます。

議第55号農地法第3条の規定による許可申請7件について、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をよろしくお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第55号については、許可することに決定いたしました。

次に、議第56号農地転用許可後の事業計画変更承認申請についてを議題といたします。件数は1件です。

それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 3ページをお願いいたします。

議第56号農地転用許可後の事業計画変更承認申請について。農地法第5条第1項の規定による農地転用許可後の下記農地の事業計画変更承認申請について意見決定するものとする。令和6年11月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、申請物件が玉名の田1,016㎡外2筆、計2,656㎡で、備考欄の理由により区画の変更を行うものです。

以上1件、2,656㎡を御提案しております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、事務局の説明が終わりましたので、委員の説明をお願いいたします。

1番をお願いします。

○推8番（荒木雄二君） 推進委員番号8番、荒木です。1番の案件について説明します。

申請地は新幹線新玉名駅第2駐車場西側と家電量販店北側に隣接する場所です。玉名市による新玉名駅周辺整備事業に伴う特定建築条件付売買予定地12区画の計画で、位置指定道路の南側宅地について、当初の6区画から5区画へ減らすことで販売促進へつながると経営判断したための事業計画変更承認申請となります。

特定建築条件付売買予定地12区画から11区画に変更するものなので、特に問題ないと思います。

審議のほどよろしくお願いします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。事業計画変更承認申請について、委員の説明が終わりましたが、皆さんのほうから御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） 御意見、御質問がなければ採決に移らせていただきます。

議第56号5条許可後の事業計画変更承認申請1件につきまして、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をよろしくお願いします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第56号については、承認することに決定いたしました。

次に、議第57号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。件数は3件です。このうち受付番号3番は、玉名市農業委員会会議規則第12条の議事参与の制限規定に上土井委員が該当するため、受付番号3番を除いて、受

付番号の1番、2番を先に採決をして、3番の審議前に上土井委員の退室を求めます。なお、受付番号1番と3番につきましては始末書の添付がありますので、委員の説明の前に事務局担当者が読み上げます。

それでは事務局より説明をお願いします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 4ページになります。議第57号農地法第4条の規定による農地の転用許可申請について。農地法第4条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。令和6年11月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、申請物件が山田の畑、現況、公衆用道路23㎡外1筆、計31.74㎡で、転用目的は進入路、宅地拡張です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

2番、申請物件が天水町の田355㎡です。転用目的は個人住宅です。農地区分は、玉名市役所天水支所から300m以内の農地で、第3種農地と判断しております。

以上2件の386.74㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。

また、10月30日に地元委員同道の上、現地調査を行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、事務局の説明が終わりました。ここで受付番号1番の始末書を事務局担当者が読み上げます。

○係長（園木俊範君） — 1番の案件について始末書朗読 —

○議長（下川 安君） はい、始末書が読み上げられましたので、1番から担当委員の説明をよろしくお願いします。

それでは1番をお願いします。

○3番（村上孝夫君） 農業委員3番、村上です。1番の案件について説明します。

申請地は築山小のそばにあります。転用面積は31.74㎡です。進入路、宅地拡張です。給排水計画はありません。雨水は自然浸透します。生活雑排水、汚水は生じません。被害が生じた場合に申請人の方が責任をもって対応するとのことでした。

以上、現地調査した結果、何ら問題ないと思います。御審議のほどよろしくお願いします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、2番をお願いいたします。

○推18番（中村輝美君） 推進委員の中村です。2番の案件について説明します。

申請地は天水郵便局横の農地で、申請人はその農地の横で親と同居で、ここに個人住宅の建設を計画しているものです。申請地の周辺は、西側は県道で東側は親子同居の住宅があります。転用面積は355㎡、木造平屋を建設するものです。西側道路と申請地には高低差が1mあるため、盛土を50cmし、土砂の流出を防ぐためブロックの設置、住宅予定地の周りは申請人の農地であり、被害を及ぼすことはないと思われます。給排水については、給水はボーリング、雑排水、汚水は合併浄化槽を設置、雨水は敷地内に浸透を図り、オーバーフロー分は南側水路へ放流します。万が一被害が発生した場合は、転用者が責任をもって対処するとのことでした。

以上、現地調査した結果、特に問題ないと思いますので、御審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

ただいま4条申請の1番と2番について、委員の説明が終わりましたけれども、これにつきまして皆さんから御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） 御意見、御質問がなければ採決に移らせていただきます。

議第57号農地法第4条の規定による許可申請についての1番と2番について、原案どおり許可することに異議のない方は、挙手をよろしくお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第57号、1番と2番については、許可することに決定いたしました。

ここで議第57号、受付番号3番の審議に入る前に、議事参与の制限規定により、上土井委員の退室を求めます。

— 15番 上土井幸治君 退室 —

○議長（下川 安君） 上土井委員が退室されましたので、審議を行います。

それでは事務局より3番の説明をお願いいたします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 3番、申請物件が横島町の田、現況農業用施設用地ですね、4,770㎡のうちの700㎡を転用されます。転用目的は農業用施設です。申請地は、農用地区域内にある農地であり、原則許可はできませんが、農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において、農業の用途に供することから許可は可能と判断しております。

以上1件の700㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しており

ます。

また、10月30日に地元委員同道の上、現地調査を行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、事務局の説明が終わりました。3番につきましては始末書が出ていますので、事務局担当者が読み上げます。

○係長（園木俊範君） — 3番の案件について始末書朗読 —

○議長（下川 安君） はい、それでは受付番号3番の始末書が読み上げられましたので、委員の説明をよろしくお願いいたします。

○2番（高田優子君） 農業委員2番、高田です。3の案件について説明いたします。

転用許可の申請で、転用目的は農業用施設、事業面積は4,770㎡のうち700㎡、事業の目的ですが、トマト栽培をされており、トマト栽培にかかわる資材置場にも困惑しておりましたので、ビニール倉庫を建て、堆肥を置くためのコンクリート式置場を確保する必要があるためこれを設置されており、転用の申請です。給排水計画は、給水はありません。排水処理は、雨水の処理方法につきましては、敷地内に自然浸透させます。汚水、雑排水は発生いたしません。被害防除計画としましては、現状のまま使用しておりますので、造成工事はありません。また被害防除の件に関しましては、今後も隣接農業者に迷惑のかからないように計画し、もし被害が生じた場合は、申請者の責任をもって解決されるということでした。

以上、現地調査の結果、問題ないと思います。御審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

3番につきましては委員の説明が終わりましたが、皆さんのほうから御意見、御質問はございませんでしょうか。

○5番（坂本正敏君） 農業委員5番、坂本です。

これは平成10年に工事完了されたんですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）平成10年からだいぶ経って、何で今ごろ変更届が出したのだろか、それば聞こうごたる。

○係長（園木俊範君） 事務局の園木です。

今回の案件につきましては、まずは違反転用されていたということですので、ここを是正していただいたあとに第三者の方がこの農地を購入するという流れになりますので、今回は4条で申請をして、こちらのほうについては農用地の区域内になりますので、用途区分変更をしたあとに、第三者の方に売買するという流れになります。以上です。

○議長（下川 安君） ほかにございませんでしょうか。

本田さんよかですか。

○8番（本田多美子君） すみません一緒だったんですけど、もう1つ付け加えて、1番と3番に始末書が出ていますが、ただお尋ねです。この始末書はやっぱり全部行政書士さんに頼んであるんですか、それとも本人が書かれたんですか。

○係長（園木俊範君） 事務局の園木です。

内容についてはですね、転用に至った経緯なんかを行政書士の方が聞き取りをしてですね、それを行政書士の方がまとめておりますので、今回この2件とも間に行政書士の方が入られております。

○8番（本田多美子君） わかりました。ありがとうございました。

○議長（下川 安君） よろしいですか。ほかにございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） ほかになければ採決に移らせていただきます。

議第57号農地法第4条の規定による許可申請3番について、原案どおり許可することに異議のない方は、挙手をよろしくお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第57号の3番につきましては、許可することに決定いたしました。

これで議第57号、3件全て採決は終わりました。

ここで上土井委員の入室を求めます。

— 15番 上土井幸治君 入室 —

○議長（下川 安君） 上土井委員が入室されましたので、引き続き審議を行います。

次に、議第58号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。件数は10件です。なお、受付番号1番について顛末書、5番には始末書の添付がありますので、委員の説明の前に事務局担当者が読み上げます。

それでは、事務局より説明をよろしく申し上げます。

○事務局長（二階堂正一郎君） 5ページをお願いいたします。

議第58号農地法第5条の規定による農地の転用許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。
令和6年11月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、申請物件が築地の田、現況雑種地397㎡、転用目的は宅地分譲となります。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で第3種農地と判断しております。

2番、申請物件が山田の畑266㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で第2種農地と判断し、ほか

に適切な場所がないものと判断しております。

3番、申請物件が山田の畑380㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で第2種農地と判断し、ほかに適切な場所がないものと判断しております。

4番、申請物件が滑石の畑204㎡外1筆、計457㎡で、転用目的は貸駐車場です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で第2種農地と判断し、ほかに適切な場所がないものと判断しております。

5番、申請物件が青野の畑、現況宅地345㎡外1筆、計481㎡で、転用目的は事業所の拡張です。農地区分は、おおむね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、既存の施設の拡張で、拡張にかかる部分の敷地面積や既存の敷地の面積の2分の1を超えないものに限り例外的に許可は可能となっております。

6番、申請物件が寺田の畑448㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で第3種農地と判断しております。

7番、申請物件が玉名の田1,137㎡で、転用目的はレストランです。農地区分は、玉名市役所から500m以内の農地で第2種農地と判断し、ほかに適切な場所がないものと判断しております。

8番、申請物件が石貫の畑330㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で第2種農地と判断し、ほかに適切な場所がないものと判断しております。

7ページをお願いします。

9番、申請物件が岱明町の田499㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、おおむね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、申請地の周辺において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落接続して設置されるものであり、例外的に許可は可能となっております。

10番、申請物件が天水町の畑35㎡で、転用目的は生垣です。農地区分は、玉名市役所天水支所から300m以内のところで、第3種農地と判断しております。

以上10件、合計4,430㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。

また、10月30日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、事務局の説明が終わりました。1番については顛末書が

出ていますので事務局担当者が読み上げます。

○係長（園木俊範君） — 1 番の案件について顛末書朗読 —

○議長（下川 安君） ただいま受付番号 1 番の顛末書が読み上げられましたので、受付番号 1 番から担当委員の説明をお願いいたします。

1 番、2 番、3 番につきましては同じ委員さんですので、続けてよろしく願いいたします。

○3 番（村上孝夫君） 農業委員 3 番、村上です。1 番の案件について説明します。

申請地はパチンコ店からすぐそばにあります。転用面積は 3 9 7 m²、事業目的として宅地分譲です。給排水計画は、東側道路に玉名市上水道を使います。雨水、生活雑排水は、雨水は隣接する東側道路側溝を経由して東側川に放流します。下水道排水は東側道路に玉名市の下水道管が隣接されているため、その本管に排出するそうです。被害防除として万が一被害がでた場合、責任者が対応するとのことでした。

以上、現地調査の結果、何ら問題ないと思います。御審議のほどよろしくお願いします。

続きまして 2 番の案件について説明します。

申請地は山田公民館から 3 0 0 m ほど行ったところです。転用面積は 2 6 6 m²、木造 2 階建てです。給排水計画として玉名市上水道を使います。雨水、生活雑排水、汚水の処理方法については、雨水については集水桝を設置して道路側溝に流します。生活雑排水、汚水については下水道設置に接続します。被害防除計画として、耕作等に影響がないように作業を工程する考えです。被害が生じた場合は、申請者が責任をもって解決するそうです。

以上、現地調査した結果、何ら問題ないと思います。

続きまして 3 番の案件について説明します。

申請地は築山小そばにあります。転用面積は 3 8 0 m²、個人住宅、駐車場です。給排水計画については玉名市上水道を利用します。雨水の処理方法として、雨水は地下浸透をして隣接道路に排出する予定です。生活雑排水は玉名市下水道に排出します。汚水は玉名市下水道に放出します。被害が生じた場合には、譲受人が責任をもって適切に対応するとのことでした。

以上、現地調査した結果、何ら問題ないと思います。御審議のほどよろしくお願いします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。

続きまして、4 番をお願いいたします。

○4 番（梅田政次郎君） 農業委員 4 番、梅田です。4 番の案件について説明します。

譲受人は一般廃棄物の収集、運搬を業務している会社の取締役をやられておりま

す。事業計画としては、駐車場9台、457㎡にごみ収集車3台、軽自動車2台、軽トラック2台、従業員の通勤車2台を駐車するとのこと。給排水計画、上水については、特に給水を利用する施設を建築する予定はないので、雨水については自然浸透で対応するとのこと。造成にかかわる土砂の流出、堆積、崩壊の対応策として、申請地は北側を宅地、東側を道路、南側を宅地、西側を宅地で囲まれております。申請地の西側との境界には70cmほどのブロック塀、申請地と南側との境界には1.5mほどのブロック塀が設けられております。申請地と南側に接する畑、農地は現在遊休地となっており、ブロックが設置してあるので何ら問題ないと思います。申請地は平坦で、東側道路から進入する形をとり、境界線にある20cmほどのブロックは撤去し、申請地は高低差なく、申請地自体も平坦な土地であるため、特に大がかりな造成工事はないとのこと。もし被害が生じた場合は、譲受人が責任をもって解決するとのこと。

現地調査の結果、何ら問題ないと思います。よろしく申し上げます。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして5番については始末書が出ていますので、事務局担当者が読み上げます。

○係長（園木俊範君） — 5番の案件について始末書朗読 —

○議長（下川 安君） 受付番号5番の始末書が読み上げられましたので、5番から担当委員の説明をよろしくお願いいたします。

では5番、お願いします。

○推6番（縄田伊知郎君） 推進委員番号6番、縄田です。5番の案件について説明いたします。

転用目的は事業所拡張、場所は八嘉小学校から玉名広域農道を南に600mほど行った場所です。譲受人は産業廃棄物の収集・運搬業をされており、10tダンプの置場や従業員の駐車場のために事業所拡張です。南側、東側は事業所の駐車場、北側、西側は耕作放棄地となっております。給排水計画はなし、万が一被害が生じた場合は、申請人が責任をもって対処するとのこと。

現地調査の結果、何ら問題ないと判断いたします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、6番をお願いいたします。

○8番（本田多美子君） 農業委員8番、本田です。6番の案件について説明します。

申請地は八嘉小学校より北西へ600mほど行ったところ。先ほど審議していただいた3条申請5番の隣接地になります。転用目的は個人住宅の建築です。申請人は現在アパート住まいをしていますが、以前から自己専用住宅を建築したく候

補地を探していましたが、本件申請地を不動産業者の方から紹介されました。申請地は南側に農地が存在しますが、同時に購入することで譲渡人側も喜んでおり、周辺も宅地化しているので住環境としても良好と判断して選定されました。事業面積448㎡うち転用面積448㎡、木造平屋建て、建築面積102.84㎡です。給水は上水道を利用します。雨水は敷地内雨水配管により側溝に流し、また生活雑排水、汚水は合併浄化槽により処理水を側溝に流します。被害防除計画として、農地との境界には2段ほどブロックを設置して、土砂の流出、堆積、崩壊がないようにします。転用による周辺農地への日照等の被害発生はないと考えますが、万が一被害が生じた場合は、申請者が責任をもって解決するとのことでした。

以上、現地調査した結果、特に問題ないと思います。よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。

続きまして、7番をお願いいたします。

○推8番（荒木雄二君） 推進委員番号8番、荒木です。7番の案件について説明します。

申請地は玉名市水道局南側にある温泉施設に隣接した南側、元消防署跡地の東側にある農地です。申請人は温泉施設を経営し、利用客のニーズにこたえるため、申請地にレストランの建築を計画しているものです。計画概要として、木造平屋建て、レストランの周囲には地面の上に屋外用テーブルと椅子を配置したオープンテラス、また高低差のある土地には階段、その近くに足湯などの設置、あとキッチンカーなどの置場などを計画されております。申請地への出入り通路として、隣接の土地を一部使用しなくちゃいけないので、通路として使用を同意されています。給排水計画として、生活排水はたまゆらの敷地内の既存浄化槽設備に接続して処理、排水、雨水は敷地内に雨水浸透枳を設置するほか、温泉施設の敷地内の既存側溝に接続して道路側側溝に排水するように計画されています。被害防除計画で約90cm程度の盛土、造成工事を行い、周囲は土波による法面処理を計画されています。転用にあたっては、近隣農地への被害発生のないように十分注意し、隣接地に損害が発生した場合は、申請人の法的責任で対処することとなっております。

10月30日に現地調査した結果、特に問題はないと思います。審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。

続きまして、8番をよろしくお願いいたします。

○10番（西依雅孝君） 農業委員10番、西依です。8番の案件について説明します。

申請地は玉名広域農道沿いの新玉名駅に近い住宅地の一画にあり、交通アクセス

の良い場所である一方、自然の豊かな場所であります。また近隣に譲受人の実家があることから、住居を構えるのに適していると考え選定しました。なお、譲渡人は譲受人の実の父であり、申請地を贈与するそうです。事業目的は、譲受人は現在玉名市岱明町のアパートに夫と2人で住んでいますが、手狭となってきたことで申請地が上記のような場所にあることから住宅を建設することを計画し、本申請に至ります。計画概要としまして、事業面積330㎡、土地の利用計画としまして、個人住宅は94.92㎡、駐車場として92.68㎡、給排水の計画としまして、給水方法は玉名市の上水道を使用します。雨水の処理方法は、家屋雨水は雨樋を経て西側通路に既設の側溝に排出します。雨水は自然浸透を図るとともに、余剰雨水は西側に緩やかな傾斜を設けて、西側道路に既設の側溝に排出します。生活污水处理方法としまして、合併浄化槽により処理を西側道路に既設の側溝に排出します。被害防除計画、造成中の被害防除方法としまして、北側には既存のブロック塀があるほか、東側及び南側隣接地との境界に境界アンチを兼ねてコンクリートブロックを設置するほか、必要に応じて適切に対応します。完成後の被害防除計画は、上記のほかに特に策は講じませんが、必要に応じて適切に対応します。近隣農地への被害は特に影響ないものと考え、被害が生じた場合には譲受人の責任において適切に対処します。

以上、現地調査した結果、特に問題ないと思いますので、審議のほどよろしくお願ひします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、9番をお願いします。

○14番（宮永義一君） 農業委員14番、宮永です。9番の案件について説明いたします。

目的は個人住宅です。場所は鍋小学校前の市道を西側に400m行ったところの右側にあります。面積は499㎡のうち建築面積は108.48㎡の平屋建てです。山砂で盛土をするそうです。隣との境界、西側、北側にブロックを3段するそうです。隣の野菜畑の境界は、土砂の流出を防ぐためにブロックを2段設置するそうです。給水は市の上下水道を利用するそうです。雨水は雨水配管で側溝に流すそうです。進入口は東側に設けるそうです。また、進入口の西側に駐車場を設けるそうです。万が一周辺に被害が生じた場合は、転用者が責任をもって解決するそうです。

現地調査の結果、問題ないと思いますので、審議のほどよろしくお願ひします。以上。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして10番をお願いいたします。

○推 18 番（中村輝美君） 推進委員の中村です。

この申請地は 4 条の 2 番で説明した宅地です。この宅地計画地と県道に挟まれており、県道から丸見え状態にあり、住宅用地と県道との間に申請人は本件土地に目隠し用の植樹、生垣などを計画しております。この事業を達成するために必要なものです。雨水の処理方法は自然浸透です。排水条件は 4 条で説明したとおり、オーバーフロー分は南側水路へ放流します。

以上、現地調査をした結果、特に問題ないと思いますので、御審議のほどよろしくをお願いします。以上です。

○議長（下川 安君） ありがとうございます。

農地法第 5 条申請 10 件につきまして、委員の説明が終わりましたけれども、皆さんのほうから御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） 特に御意見、御質問がなければ採決に移らせていただきます。

議第 58 号農地法第 5 条の規定による許可申請 10 件について、原案どおり許可することに異議のない方の挙手をよろしくお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。採決の結果、異議なしと認め、議第 58 号については、許可することに決定いたしました。

続きまして、議第 59 号農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。件数は 21 件です。

それでは事務局より説明をお願いします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 8 ページになります。

議第 59 号農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について、次のとおり決定する。令和 6 年 11 月 5 日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

9 ページから 10 ページの総括表と 11 ページから 12 ページまでの集計表のとおり、玉名市長より意見を求められております。

12 ページをお願いいたします。

今回は、所有権移転が 5 件 11,872 m²、利用権設定が 16 件 37,582 m²、合計 21 件 49,454 m²の集積で、いずれも農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断し、御提案しております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） 事務局の説明が終わりました。皆さんから御質問、御意見はございませんでしょうか。

(なしの声)

○議長（下川 安君） なければ採決に移ります。

議第59号農用地利用集積計画の決定21件につきまして、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をよろしく願いいたします。

(全員 挙手)

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。採決の結果、異議なしと認め、議第59号につきましては、原案どおり決定いたしました。

次に、議第60号農用地利用集積等促進計画の意見決定についてを議題といたします。件数は1件です。

それでは事務局より説明をお願いします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 13ページをお願いいたします。

議第60号農用地利用集積等促進計画の意見決定について。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画に対する意見について、次のとおり決定する。令和6年11月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

14ページから15ページの集計表のとおり玉名市長より意見を求められております。今回は配分の使用貸借設定が1件13,832㎡、合計13,832㎡の集積で、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の各要件を満たしているものと判断し、御提案しております。

よろしく御審議をお願いします。

○議長（下川 安君） はい、事務局の説明が終わりました。皆様のほうから御意見、御質問はございませんでしょうか。

(なしの声)

○議長（下川 安君） なければ採決に移らせていただきます。

議第60号農用地利用集積等促進計画の意見決定1件につきまして、原案どおり意見決定することに異議のない方は挙手をよろしく願いいたします。

(全員 挙手)

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。採決の結果、異議なしと認め、議第60号につきましては、原案どおり意見決定いたしました。

-----○-----

5. 報 告

○議長（下川 安君） 次に報告に移ります。報告第24号農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について、報告第25号農地の形状変更届について、報告第26号許可不要転用届についての24件を事務局より報告をお願いいたします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 16ページをお願いいたします。

報告第24号農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理したので報告します。令和6年11月5日提出。玉名市農業委員会会長 下川 安。

今回、16ページから21ページまでの22件、合計75,038㎡の解約通知を受理しております。

22ページをお願いいたします。

報告第25号農地の形状変更届について。下記農地の形状変更届がありましたので報告します。令和6年11月5日提出。玉名市農業委員会会長、下川 安。

今回は1件の合計897㎡の届出を受理しております。

23ページをお願いいたします。

報告第26号許可不要転用届について。下記のとおり許可不要転用届を受理したので報告します。令和6年11月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

今回、1件、計180㎡の届出を受理しております。

以上、報告を終わります。

-----○-----

6. 閉 会

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

これで本日予定の議案審議と報告が終わりましたので、これをもちまして令和6年第11回の農業委員会総会を閉会させていただきます。

-----○-----

閉 会 午後3時04分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

令和6年11月5日

玉名市農業委員会会長

下川 安

農 業 委 員

村上 孝

農 業 委 員

植田 勝登